

騒音 ・ 振動

1. 騒音・振動問題

騒音とは、人に不快感を与える「好ましくない音」「望ましくない音」の総称ですが、心理的要因が強く、個人個人の主観によって、その受け取り方が異なる感覚公害です。私たちは、さまざまな音の中で生活しており、騒音公害（工場騒音・建設作業騒音・交通騒音・近隣騒音等）は、いつでもどこでも発生する可能性をもっているため、各種公害のなかで、もっとも市民生活に関係の深い公害といえます。

振動公害は、騒音と併発することが多く、工場など発生源の規制に合わせ、土地利用などの適性化についても考慮の必要があります。

また、騒音規制法及び岐阜県公害防止条例、振動規制法により、特定施設・特定建設作業が指定され、規制されています。

2. 環境騒音定点観測

本市では、県と協力して住宅地周辺における環境騒音を調査するため、年に1回、市内3箇所における環境騒音定点観測を実施しています。

○一般環境騒音（一般地域）の調査結果

測定場所	地域類型	騒音規制法の 区域区分	測定時間	等価騒音レベル（dB）	
				R4	R5
[旧土岐市文化会館] 泉町久尻 1263	A	第2種	9:00～11:30	42.3	42.6
			13:30～17:00	49.0	47.8
[東公園] 泉町大富 213-1	B	第2種	9:00～11:30	51.4	40.7
			13:30～17:00	41.8	42.2
[ゲートボール場] 肥田町肥田 2034	C	第3種	9:00～11:30	43.7	43.0
			13:30～17:00	40.3	50.1

○令和6年度 自動車騒音常時監視に係る騒音調査結果

測定対象道路	測定地点	測定時間	等価騒音レベル（dB）
中央自動車西宮線	土岐市泉町河合	昼間 6～22	58
		夜間 22～6	57
多治見恵那線	土岐市下石町	昼間 6～22	69
		夜間 22～6	61
土岐市停車場細野線	土岐市肥田浅野朝日町	昼間 6～22	68
		夜間 22～6	60